

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、**意識不明、視覚障害等となる事案が多発**しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、**発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど**）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
 - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用している、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※未規制物質

ジクロロメタン ※特定化学物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では**送気マスク**を使用
- ・かき落とし作業では**送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスク**を使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

- ・剥離剤の吹き付け等では**送気マスク又は防毒マスク**を使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では**送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスク**を使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

